

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山梨県山梨市

### 2 構造改革特別区域の名称

山梨市ワイン特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

山梨県山梨市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 地勢

山梨市（以下、「本市」という。）は、山梨県の北東部、甲府盆地の東部に位置し、面積は 289.80 平方 km で県内第 4 位の広さを有している。西部から南部にかけては甲府市及び笛吹市、東部は甲州市、北部は埼玉県秩父市及び長野県川上村にそれぞれ接している。また、都心から約 100km 圏内、JR 中央本線、中央自動車道で 90 分という交通の利便性に恵まれている。

地形は、笛吹川沿い南北につながり、北部は山岳・丘陵地帯、南部は笛吹川左岸に平坦地、右岸は平坦地から丘陵地帯が広がっている。

面積の 8 割を森林が占め、北部に連なる秩父山系などの山々は秩父多摩甲斐国立公園に指定されており、首都近郊にありながら多様性に富む貴重な生態系を有することから、2019 年にユネスコエコパークに登録されている。南部は、笛吹川とその支流がもたらす扇状地を利用したブドウ・モモの果樹地帯が広がり、美しい景観をおりなし、2017 年には日本農業遺産に認定された全国有数の果樹生産地域として市の基幹産業となっている。

#### (2) 人口

人 口：34,556 人

世帯数：14,649 世帯（人口、世帯数いずれも 2020 年 1 月 1 日時点）

本市の人口は、終戦後に人口が急増したが、戦後の復興時は徐々に減少していき、1970 年代の高度経済成長期後期から 2000 年代までは人口が微増するものの以後減少が続いている。戦後の人口減少の原因は、高度成長期において東京圏など雇用条件の良い地域への人口流出があったためと考えられ、2000 年代以降の人口減少の原因は、1998 年（平成 10 年）以降、死亡数が出生数を上回る「自然減」が生じていることが原因と考えられる。

近年においては、大学進学や就職を契機とする若者の東京圏への転出が続いており、生産年齢の減少に歯止めをかけることが困難な状況となっている。また、出生数の減少が続く一方で、老年人口の割合が高く推移しており、高齢化が進んでいる。

### (3) 産業

本市の産業別就業者割合は、2015年国勢調査によると、第1次産業就業者割合が18.3%、第2次産業就業者割合が20.0%また第3次産業就業者割合が61.7%という構成となっている。このうち、第1次産業就業者割合は、全国平均(4.0%)及び県内平均(7.3%)を大きく上回っており、その内容は、本市の基幹産業であるブドウ・モモをはじめとする果樹農業である。

特にブドウは、古くから甲府盆地東部に広がる肥沃な扇状地を活かした栽培が行われており、本市及び隣接する甲州市、笛吹市の3市で構成される「峡東地域」において、その地域特性や風土・歴史が評価され、平成29年に農林水産省日本農業遺産に、平成30年度には「葡萄畑が織りなす風景—山梨県峡東地域—」として日本遺産に認定されている。

近年は、これら果樹農業文化を地域資源として活用し域外からの観光入込を促進する取組みとして、峡東地域関係自治体等により「ワインツーリズム山梨」等の取組みも行われている。

### (4) 地域の課題

農業を基幹産業とする本市では、進む人口減少・高齢化の影響により、農業従事者における農作業の重労化・労働力不足、後継者不足、遊休農地の増加等が喫緊の課題となっている。

農林水産省「農林業センサス」における2005年と2015年の本市の状況を比較した場合、農業経営者の高齢化率は12.4%の増加、耕作放棄地率は4.9%の増加、また農業経営体数は約22%減少している。

本市ではこれらの課題解決を図るため、農業施策としてハード・ソフト両面で様々な取組みを行っているほか、2017年に地域商社「山梨市ふるさと振興機構」を設立し、農産物の販路拡大、6次産業化、新規就農者の確保等に取り組んできている。これらの取組みにより首都圏からの移住者の確保等一定程度の成果を得ているところではあるが、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加、担い手不足等の課題解決に向けたさらなる取組みが求められている。

今後の課題の解決策として、2020年に策定した「第2期山梨市総合戦略」では、「農業の成長産業化を通じた地域活性化」を図ることとし、また、日本農業遺産に認定された本地域の風土や街並み、これまで知られることのなかった地域資源を積極的に発信するとともに、果樹やワインと共に築き上げてきた本市の地域性そのものを観光資源とし

て、関係人口の創出に取り組んでいくこととしている。

【参考】

	農林業センサス集計年		
	2005年	2010年	2015年
農業経営者の高齢化率 (65歳以上の割合)	51.7%	59.2%	64.1%
耕作放棄地率	18.3%	20.9%	23.2%
農業経営体数	2,465	2,194	1,899

出典：農林水産省「農林業センサス」

## 5 構造改革特別区域計画の意義

### (1) 新たな魅力づくり

日本有数の果樹生産量を誇る本市に、本特例措置の活用により「ワインの里」としての付加価値を付けることで果樹全体のイメージアップを図り、農業、商業、観光が連携した新たな魅力づくりと、それによる地域経済の活性化が図られる。

また、オリジナルワインの製造によって、飲食店などでの新しいサービス展開や、個性的な事業展開が可能となる。さらに、既存の地元ワイン業界との連携と差別化を図ることで、相乗効果による市全体のワイン消費量の増加が期待できる。

### (2) 農業振興との連携

本特例措置の活用により、市内で生産されたブドウを自ら醸造及び販売まで行うことにより6次産業化の推進、農家所得の増加、農家の新たな事業機会や新規事業規模の拡大さらに新規参入が期待できる。

また、兼業農家や高齢農業者においても、生食用ブドウから栽培しやすい醸造用ブドウに切り替えることで、ブドウ全体の生産量の増加、遊休農地の解消、果樹園景観の維持など、農業に関する課題可決の一方策としての活用も図られる。

### (3) 交流による活性化

近年の「日本農業遺産」や「日本遺産」への認定等のブドウやワインを背景とした風土や地域資源を活かし、本特例措置活用による多様な小規模ワイナリーの参入は、新たな観光資源の創出につながり、他地域からの観光による交流人口の増加を図り地域の活性化を実現する。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置を活用することにより、本市の特産物であるブドウを原料としたワインの

小規模施設での製造が可能となり、個性あるワイナリーの参入を促すこととなる。これにより、①原料となるブドウ生産の規模拡大、②農業及びワイナリーに係る雇用促進、③製造されたワインの消費による地域経済の活性化、④ブドウ及びワイン生産地としての地域ブランドの確立、⑤観光振興による交流人口の増加と地域活性を目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 地域農産物利用拡大による農業の活性化

農業者における生食用ブドウの産出のみならず、醸造用ブドウの産出の増加による、販路の拡大と農地の有効利用が見込まれる。

これにより、農業所得向上による安定的な農業経営が可能となり、併せて、醸造用ブドウの栽培拡大により遊休農地の解消にもつながる。

#### 【特産酒類の製造に関する目標】

	2005年	2010年	2015年	2025年 (目標)
耕作放棄地率	18.38%	20.91%	23.23%	20.00%

### (2) 農業及び小規模ワイナリーに係る新規参入者の確保

本特例措置の活用により、ワイン製造における初期投資が大幅に削減可能となり、複数の生産者が新たな事業機会として小規模ワイナリーに参入することが見込まれる。

また、既存農家の規模拡大や、新たに本市においてブドウ栽培をはじめ新規就農者、また、農家からブドウを仕入れる形で小規模ワイナリーを始める新規参入者の確保も期待できる。

#### 【果実酒の製造に関する目標】

	2020年 (現在)	2022年 (目標)	2024年 (目標)
市内ワイナリー数	12軒 (認定計画特例事業者数：0軒)	13軒 (認定計画特例事業者数：1軒)	15軒 (認定計画特例事業者数：3軒)

### (3) 交流人口の拡大

日本農業遺産に認定され、ブドウ栽培と共に築き上げてきた本市の地域性のみならず、小規模ワイナリー参入による新たな観光資源との連携による、効果的な交流人口・関係人口の創出に向けた取り組みが可能となる。

【特産酒類の製造に関する目標】

	2018 年度	2019 年度	2024 年度 (目標)
観光入込客数	120 万人	125 万人	130 万人

8 特定事業の名称

709(710、711) 特産酒類の製造事業

## 別紙

### 1 特区事業の名称

709（710、711）特産酒類の製造事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、生産される地域の特産物として指定された果実（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### （1）事業に関連する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

#### （2）事業が行われる区域

山梨県山梨市の全域

#### （3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### （4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において、地域の特産物として指定された果実（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域において、本市が地域の特産物として指定した果実（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことにより、地元農産物の消費拡大や高付加価値化につながるとともに、新たな特産品の創出が図られ、農業振興ならびに地域の活性化に寄与する。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。このため、本市は、無免許製造を防止するために制度内容の

広報・周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。